

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

幸手市

保険年金課・納税課・健康増進課

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。【保険年金課】

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

##### 【回答】

幸手市国民健康保険税の税率等は、医療給付費分の所得割が7.4%、均等割が35,000円、後期高齢者支援金分の所得割が2.5%、均等割が13,000円、介護納付金分の所得割が2.1%、均等割額が12,000円となっております。

埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)では、被保険者の負担軽減も含めた国保財政の基盤強化のため、定率国庫負担の引上げなどについて、引き続き国に要望していくものです。当市では、埼玉県国民健康保険運営方針に則り、県と協調して、持続可能で安定的な国民健康保険の運営を図ってまいります。

##### (2) 埼玉県第3期国保運営方針について【保険年金課】

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くならないように慎重に検討をすすめてください。

##### 【回答】

保険税については、埼玉県への納付金や国民健康保険事業の実施に係る経費を賄うために必要な保険税率を設定してまいります。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策

を行ってはならない」と明記されています。物価高騰する中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

**【回答】**

埼玉県国民健康保険運営指針（第3期）では、法定外一般会計繰入金等全体を解消することとしています。また、当市では法定外一般会計繰入を実施しておりません。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたことと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

**【回答】**

国民健康保険事業において県は、健全な運営のための中心的な存在であり、運営方針を定めるものとなっております。市町村として県と共通認識のもと一体となって財政運営や保険者としての事務を実施してまいります。

④ 国保法 77 条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18 歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

**【回答】**

埼玉県国民健康保険運営方針では、市町村の条例による減免が、県内統一の基準に沿って実施されたとき、保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象とされます。運営方針に基づき、保険給付費等交付金（特別交付金）の交付対象となる範囲で、市町村の条例による減免を実施してまいります。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。【保険年金課】

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

**【回答】**

国民健康保険税の応能割と応益割の比率については、国等の方針に沿って定めていくこととなります。当市としては、今後も埼玉県から示される標準保険税率を参考に、税率等を決定することとなります。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

**【回答】**

子どもの均等割負担については、令和4年度から未就学児の均等割国保料(税)を5割軽減とする措置が実施され、当該軽減相当額が公費で支援されます。

子どもの均等割負担の廃止は、他の被保険者の保険税の増額につながるため、その運用は慎重な検討が必要と考えております。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

**【回答】**

当市では、令和6年度国民健康保険特別会計の当初予算において、低所得の方の保険税軽減のための保険基盤安定繰入金等の法定繰入として235,477千円を予定しています。また、一般会計からの法定外繰入については、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)に基づき取り扱うこととなります。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

**【回答】**

当市では、令和6年度国民健康保険特別会計の当初予算において、基金繰入として45,191千円の財源補てんを予定しています。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。【保険年金課】

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】**

国民健康保険事業の健全な財政運営と被保険者間の負担の公平性の確保の観点から、特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を納付しない場合には、法令等の手続に従い資格証明書や短期被保険者証を交付することになります。なお、昨年度末時点では、当市において資格証明書の交付はありません。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】**

納税相談の機会を確保するとの観点から、短期被保険者証については、窓口で直接交付しています。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

資格証明書については、あらかじめ弁明の機会を与え、かつ、対象者の診療歴などを確認するなどの配慮をしたうえで発行することになります。なお、昨年度末時点では、当市において資格証明書の交付はありません。

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について【保険年金課】

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

**【回答】**

年度ごとに所得区分が変更されることがあるため、現行の国民健康保険証と同様に1年間を有効期限とする資格確認書を交付する予定です。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

**【回答】**

マイナ保険証に関する内容について、ホームページ等にて継続して周知してまいります。

**(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。【保険年金課】**

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

**【回答】**

国民健康保険税の減免については、災害等被害世帯、収入減少世帯、生活困窮世帯などへの減免基準を市規則に定め、実施しています。生活困窮世帯への減免適用は、生活保護基準の1.1倍未満からとなっています。国保税の減免・猶予制度については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき取り扱うこととなります。

**(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。【保険年金課】**

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

一部負担金の減免については、災害や失業などで生活が著しく困難となった場合などを対象として市規則に定めております。当制度の適用基準については、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき取り扱うこととなります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

申請書は、審査に必要な事項を定めたものであるため、変更については、慎重に考えてまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】**

被保険者に対して、市職員が適切に当該制度やその記入方法等を説明し、申請を受理及び承認をするものであるため、市窓口での対応とさせていただきます。

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください【納税課】**

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

**【回答】**

国民健康保険税の滞納については、地方税法及び国税徴収法、市税条例等の規定に基づき対処しています。また、滞納者に対しては、納税相談を通じて滞納者の声に耳を傾ける姿勢で対応しています。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

**【回答】**

国民健康保険税の滞納処分にあたっては、地方税法及び国税徴収法、市税条例等の法令の規定に基づき差押え禁止財産を除く財産により対処しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】**

国民健康保険税の滞納処分にあたっては、地方税法及び国税徴収法、市税条例等の法令の規定に基づき差押え禁止財産を除く財産により対処しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】**

国民健康保険税の滞納処分にあたっては、地方税法及び国税徴収法、市税条例等の法令の規定に基づき差押え禁止財産を除く財産により対処しています。

**(9) 傷病手当金制度を創設してください。【保険年金課】**

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**

被用者以外（事業主等）の方へ傷病手当金を支給することは保険給付費の増加となり、受益と負担の公平性を図る観点から、保険税の増額につながるため、その運用は慎重な検討が必要と考えております。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

**【回答】**

被用者以外（事業主等）の方へ傷病見舞金を支給することは保険給付費の増加となり、受益と

負担の公平性を図る観点から、保険税の増額につながるため、その運用は慎重な検討が必要と考えております。

**(10) 国保運営協議会について【保険年金課】**

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

**【回答】**

国民健康保険運営協議会の委員については、公募による選定を行っていませんが、法令等の定めに従い、被保険者を代表する方、保険医又は保険薬剤師を代表する方、公益を代表する方の合計18名で構成しており、適切に運営しています。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

当市国民健康保険運営協議会は、法令で定める委員により構成されており、市民の意見も十分に反映され、適切に事案の審議がなされているものと考えています。

**(11) 保健予防事業について【保険年金課・健康増進課】**

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。【保険年金課】

**【回答】**

当市の特定健康診査は無料で受診できます。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。【健康増進課】

**【回答】**

当市の特定健診は、ウェルス幸手等で受診できる集団健診と市内の実施医療機関で受診できる個別健診により実施しております。集団健診では、ガン検診も同時に受診することができます。個別健診では、令和5年度から一部の実施医療機関で大腸ガンと肺ガン検診を同時に受診することができます。

③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。【保険年金課】

**【回答】**

市の広報紙及びホームページでのお知らせや実施医療機関での啓発ポスター掲示などで制度の周知を図っています。また、未受診者に対し、受診履歴や受診対象者の問診票回答等をもとにその受診対象者の行動変容に応じた区分の勧奨通知を作成し、郵送する予定です。

④ 個人情報の管理に留意してください。【保険年金課】

【回答】

個人情報の管理については、個人情報を取り扱う業務に携わる職員全員が当市の定める特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び情報セキュリティポリシーに準じ、業務にあたっております。また、業者や医療機関にあっては、知り得た情報の目的外使用を禁じ、業務終了後も外部に漏れることがないように明記し、細心の注意をはらっております。

(12) 財政調整基金について【保険年金課】

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

財政調整基金の令和5年度決算年度末残高は59,342,694円になります。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっています。引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

令和6年度は国民健康保険基金を最大限に活用し、国保財政を運営してまいります。

2. 後期高齢者医療について【保険年金課】

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。【保険年金課】

【回答】

国は、全ての世代で広く安心して支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築することを目指し、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につなげていくために、窓口負担を見直し、窓口負担2割化はその一環であると理解しております。

負担割合2割となる被保険者に対して、負担を抑えるため、高額療養費による対応がなされております。当市でも、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、医療機関への受診控えが生じないよう、今後も引き続き高額療養費の周知を図ってまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。【保険年金課】

【回答】

国が進める「全世代対応型の社会保障制度」の趣旨や後期高齢者医療広域連合が保険者として主体的に事業運営する制度面などを考え合わせると、市町村が独自に軽減措置を行うことは適当ではないと考えます。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。【保険年金課】

**【回答】**

低所得の高齢者に限らず、高齢者・障害者地域見守り支援ネットワーク事業として、日常生活や日常業務の中で、高齢者・障害者の見守りや声かけ活動を主体とした関係機関の連携により、要援護者を早期に発見し、適切な支援に繋げていくためのネットワークを形成しております。

また、高齢者健診を実施し高齢者の健康状態の把握に努め、健診結果を基に、高齢者の保健事業と介護予防の一体化な実施として、健診未受診者へのアプローチ、高齢者のフレイル予防等に努めてまいります。

引き続き、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、必要な取組を行います。

(4) 団塊の世代が 75 歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。【保険年金課】

**【回答】**

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」がスタートし、当市では令和 6 年度に生涯を通じた適切な口腔管理目的としたオーラルケアの事業を実施します。今後も引き続き、現状を分析し、必要な事業の計画を策定し、高齢者の健康づくりに努めてまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

**【保険年金課】**

**【回答】**

当市では後期高齢者医療被保険者の健康診査を自己負担なく受けられます。人間ドックについては 1 人 1 回 27,000 円を上限として助成を行っています。歯科健診については埼玉県後期高齢者医療広域連合において一定の対象年齢の被保険者に対して自己負担のない歯科健診を行っています。これらの事業については、今年度も引き続き実施してまいります。

がん検診については、一部自己負担額を徴収して実施しております。市民税非課税世帯、生活保護世帯、重度心身障害者医療受給者の人は、一部のがん検診を除き、自己負担額を免除しています。

難聴検査についてですが、当市の後期高齢者医療被保険者の健康診査は、埼玉県後期高齢者医療広域連合より受託して行っているところですが、広域連合に確認したところ、現時点で健康診査に難聴検査を追加する予定はないとのことでした。また、難聴検査の実施には、専用の機器が必要であるため、実施できる医療機関が限られてしまいますので、市独自で行うことについても難しいものと考えております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

**【保険年金課】**

**【回答】**



加齢性難聴による機能低下は、認知症の危険因子の一つとして「新オレンジプラン」に挙げられております。補聴器の助成は、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につながると考えられますが、多くの高齢者が加齢による難聴になるなかで、助成基準、現役世代の負担増加等の課題が挙げられます。課題の解決も困難であり、慎重な検討が必要とえております。

### 3. 地域の医療提供体制について【健康増進課】

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。【健康増進課】

#### 【回答】

2025年度に向けた地域医療構想については、地域での議論を活性化するために示されたものと認識しています。今後も地域の実情を踏まえながら、運営主体の異なる病院や診療所の連携強化が図れるよう、利根地域医療圏域内の関係機関と協議を進めてまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください【健康増進課】。

#### 【回答】

医療従事者の確保と定着、増員に関する対策と支援については、利根地域保健医療圏域に属する市町や医療機関、保健所と継続して協議しながら、国や県に引き続き要望してまいります。

### 4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

【健康増進課】

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。【健康増進課】

#### 【回答】

新型コロナウイルス感染症対応事務等のノウハウを今後活かすことができるように努めてまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。【健康増進課】

#### 【回答】

感染症対策等において、保健所が担う役割は大きく、協力・連携体制を強化するとともに、機会を捉え、さまざまな働きかけを行ってまいります。

介護福祉課・こども支援課

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。【介護福祉課】

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所

得基準額の引き下げで利用料 2 割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

**【回答】**

利用料 2 割負担につきましては、引き続き国において議論がなされているものと認識しております。

市としましては、国や県の動向に注視し、今後も持続可能な介護保険制度の運営に努めてまいります。

**2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。【介護福祉課】**

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

**【回答】**

当市では、介護保険給付費準備基金を活用することで、大幅な保険料の上昇を抑制し、第9期介護保険事業計画では基準保険料を月額 5,130 円としております。今後も、被保険者の負担の軽減が図れますよう適切に対応してまいります。

**3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。【介護福祉課】**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

**【回答】**

当市では、介護保険料減免制度として幸手市介護保険料減免事務取扱要領の中で、生活保護基準を参考に一定の基準に該当する生活困窮者に対する制度を設けております。今後も、被保険者に対して、制度の周知を図り、該当となる方の減免を行ってまいります。

**4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。【介護福祉課】**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。【介護福祉課】

**【回答】**

利用料の独自軽減につきましては、幸手市訪問介護等利用料負担軽減措置事業実施要綱の中で、市町村民税非課税世帯の方が、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業を利用した際に、サービスに要した費用の10パーセントに相当する利用者負担額のうち、4パーセントに相当する額を市が負担する事業を実施しております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。【介護福祉課】

**【回答】**

特定入所者介護サービス費の給付実績につきましては、毎月、国民健康保険団体連合会を通

じて把握しております。今後も利用者が利用抑制せず、適切なサービス利用ができるよう制度の周知に努めてまいります。また、制度の運用については、国・県の動向を注視し、適切に対応してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【介護福祉課】

【回答】

現在、これらの施設における食費と居住費の負担軽減は実施しておりませんが、他の介護保険サービスと同様に、利用者の自己負担額が高額となった場合は、介護保険サービスとして高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費がそれぞれの収入等に応じて給付されています。

今後も制度の運用について国・県の動向を注視し、適切に対応してまいります。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。【介護福祉課】

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護事業所では、昨今の燃料費や光熱水費の値上げが経営を圧迫していることと承知しております。そのため、本市では、令和5年度において、市内の介護事業所を対象に高齢者施設等光熱水費等高騰対策支援事業を実施し、訪問介護事業所だけでなく、介護保険サービス事業所の支援をしております。

今後におきましても、情勢を見極めながら適切に対応してまいります。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。【介護福祉課】

【回答】

コロナ禍において、一時は全国的にマスクや手袋といった衛生材料に不足が生じたことから、本市においても介護事業所に対して複数回提供いたしました。

今後につきましては、状況に応じて、適切に対応してまいります。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。【介護福祉課】

【回答】

定期の予防接種につきましては、ワクチンにより、市の全額又は一部負担で実施しております。また、PCR検査につきましては、定期的を実施するものではないものと認識しておりますことから、本市において公費による検査の予定はございません。

7. 在宅を押し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【介護福祉課】

【回答】

訪問介護報酬につきましては、国の介護報酬改定により、報酬単価が引き下げられることとなりました。そのため、当該報酬改定が、介護事業所に対し、どのような影響を及ぼすか懸念しております。

つきましては、市として、国・県の動向を注視しつつ、情勢を見極めながら、適切に対応してまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。【介護福祉課】

【回答】

市内には他市町村の住民でも入所可能な広域型の特別養護老人ホームのほか、幸手市民のみ入所可能な地域密着型の特別養護老人ホームも整備されております。また、小規模多機能型居宅介護事業所のほか、在宅生活の支援に欠かせないサービスの一つである、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましても、市内に事業所がございます。

今後においても、第9期介護保険事業計画に沿って、施設や在宅サービスの充実に努めてまいります。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。【介護福祉課】

【回答】

地域包括支援センターにつきましては、高齢者の抱える様々な課題に対応する相談機関として、業務を進めているところです。同センターは、地域で暮らす高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう介護、福祉、健康、医療など、様々な面から高齢者を総合的に支援しております。

つきましては、今後も、高齢者に対して適切な支援ができるよう体制の充実に努めてまいります。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。【介護福祉課】

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

【回答】

介護福祉従事者の離職防止、確保と定着は重要な問題と認識しております。そのため、市ホームページにおきましても、埼玉県が運営する介護職員応援ポータルサイト【SAITAMA KAIGO NEXT】

へのリンクを掲載し、周知に努めております。当該サイトでは、介護の仕事をお探しの方、現役介護職の方及び事業所の方に向けて、それぞれの視点に立ったコンテンツを案内し、介護職員の就職、離職防止及びキャリアアップ等を情報発信しております。

当市においては、今後も国・県の動向を注視し連携を図り、制度周知や啓発活動を通じて、人材の育成や確保に努めてまいります。

#### 11. ヤングケアラーについて【こども支援課】

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらいなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

##### 【回答】

ヤングケアラー相談窓口リーフレットを発行しています。リーフレットには、ヤングケアラーに関する相談ができる窓口の一覧を掲載しています。

また、幸手市第三期子ども・子育て支援事業計画を策定する上で、子育て世帯に対してヤングケアラーの認知度についてアンケートを実施したり、教育部局とヤングケアラー支援に関する意見交換を定期的に行っています。

今後につきましては、アンケート結果や教育部局との意見交換を踏まえて、実態調査等の具体的な支援策について検討してまいります。

#### 12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。【介護福祉課】

##### 【回答】

インセンティブ交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するために創設されたものと認識しております。

当市においては、当該交付金の趣旨を踏まえ、被保険者の介護予防等に必要な取組を実施してまいります。

#### 13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。【介護福祉課】

##### 【回答】

介護保険制度は、制度創設以降、高齢者の自立支援と要介護状態等の重度化防止及び制度の持続可能性の確保のために、様々な制度改正が行われてきました。また、介護保険財政については国が財源の一定割合を負担することとされておりますが、介護給付費は、制度開始から増加し続けており、自治体の負担も増加している状況です。

今後も、国において介護保険制度改正についての議論がなされることから、市としましては、国の動向に注視しつつ、引き続き健全な介護保険制度の運営に努めてまいります。

14. 介護給付費準備基金残高から 2024 年度に執行した金額はいくらですか。【介護福祉課】

【回答】

介護給付費準備基金残高につきましては、2023 年度末の現在高は 597,505,215 円あり、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため、2024 年度は当該基金から 80,349,000 円を介護保険特別会計へ繰り入れる予算措置をし、2024 年 4 月 1 日に全額執行しております。

社会福祉課（障がい福祉・社会福祉）、くらし防災課

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【社会福祉課（障がい福祉）】

【回答】

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画については、障がいのある方の人権を尊重し、当事者の意見を反映させるために障害のある方を対象としてアンケートを実施した上で、令和 6 年 3 月に策定いたしました。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【社会福祉課（障がい福祉）】

【回答】

障害者地域生活支援拠点につきましては、埼玉葛北地区地域自立支援協議会の構成市町である幸手市、蓮田市、白岡市、杉戸町及び宮代町の 3 市 2 町で、令和 3 年 4 月から埼玉葛北地区地域相談支援拠点「オリーブ」を設置しております。

様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、緊急対応を行う事業所の登録を行ったほか、将来的にサービスが必要となる障害のある方の調査を継続的に行っております。今後については、調査を継続的に行うとともに、個別の事例や相談に対して各関係機関の役割分担を検討していきます。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。【社会福祉課（障がい福祉）】

【回答】

施設整備についての市独自補助事業は、現時点において実施の予定はありません。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。【社会福祉課（障がい福祉）】

**【回答】**

当市の障がい者数及びサービス利用実績を踏まえ、幸手市障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画においてサービス利用数を見込んでいます。施設入所支援利用者数は令和6年度60人／月、共同生活援助利用者数は令和6年度81人／月としています。

当市の規模及び利用見込数を考慮すると、広域でのサービス提供体制が必要であると考えており、障害福祉サービス事業者の指定は県で実施しているため、市で施設設置計画を策定する予定はありません。

- (4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【社会福祉課（障がい福祉）】**

**【回答】**

当市においては、緊急に対応ができる体制を整備するため、障害者地域生活支援拠点等整備事業を幸手市、蓮田市、白岡市、杉戸町及び宮代町で共同実施しています。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。**【社会福祉課（障がい福祉）】**

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

**【回答】**

障害者施設の求人等に関して市として具体的な支援の予定はありません。また、国や県への要望については、その機会があれば検討いたします。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。**【社会福祉課（障がい福祉）】**

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【社会福祉課（障がい福祉）】**

**【回答】**

県の要綱に合わせて制度を実施しており、独自に年齢制限や一部負担金等を導入する予定はありません。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。**【社会福祉課（障がい福祉）】**

**【回答】**

県の要綱に合わせて制度を実施しており、現時点において対象者を拡大する予定はありません。今後の対応としては、埼玉県及び県内市町村の動向を注視してまいります。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

**【社会福祉課（障がい福祉）】**

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

**【回答】**

二次障がいの予防については、保健、医療、福祉がそれぞれの立場で取り組んでいくべき課題であると認識しております。

障がい福祉の分野としては、サービスの利用が日常生活における二次障害予防として効果があるものと考えており、意向に沿った支援ができるよう関係機関との連携をさらに図ってまいります。

**5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について【社会福祉課（障がい福祉）】**

**(1) 障害者生活サポート事業【社会福祉課（障がい福祉）】**

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】**

当市は生活サポート事業を実施しております。

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

利用時間については、現時点において拡大する予定はありません。今後の対応としては、埼玉県及び県内市町村の動向を注視してまいります。

- ③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

**【回答】**

成人障害者への利用料軽減策等につきましては、現在、拡大の予定はありません。今後については、埼玉県及び県内市町村の動向により、対応を検討してまいります。

**(2) 福祉タクシー事業【社会福祉課（障がい福祉）】**

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】**



初乗り料金の改定を受けて、令和2年度以降配布枚数を24枚から36枚に増加しています。また、利便性の向上を目的として、令和5年度からは、初乗り運賃の2倍以上の金額で乗車した場合は、一回に2枚利用できるように制度の見直しを行いました。

100円券の導入については、県内市町村の動向や利用者のニーズを踏まえて検討してまいります。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

福祉タクシー事業や自動車燃料費支給事業については、介助者付き添いの下で利用することができます。所得制限や年齢制限は設けておりません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。【社会福祉課（障がい福祉）】

**【回答】**

埼玉北地区地域自立支援協議会構成市町と情報共有を行い、連携を図っています。県への働きかけについては、県内市町村の動向を踏まえて対応を検討してまいります。

**6. 災害対策の対応を工夫してください。 【くらし防災課・社会福祉課】**

(1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【くらし防災課】**

**【回答】**

避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織など）に提供する避難行動要支援者名簿に掲載するためには、避難支援者等関係者に情報提供することを同意する方のみ掲載するため、個人情報の提供を希望しない方について、この名簿に掲載することはできません。一方、家族がいても希望する方につきましては、避難行動要支援者個別計画書を提出いただければ名簿に登載することが可能です。

避難経路については、災害時には被災状況により通行が困難となる経路も考えられますので、あらかじめ複数の避難経路を確認し、避難時には通行可能な経路を利用するようお願いしています。避難場所については、主に市内公共施設となりますが、それぞれのバリアフリーの対応状況の確認を進めております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【社会福祉課（社会福祉）】**

**【回答】**

福祉避難所の開設は、災害時における一般の避難所の状況と併せて、要配慮者の有無や受

入施設の状況等を踏まえて総合的に判断する必要があるため、福祉避難所への直接の避難は想定していません。

今後も、福祉避難所の適切な運営に努めてまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。 【くらし防災課】

**【回答】**

災害時の避難については、災害の種類や規模、発生の時間などにより、市指定緊急避難場所に限らず、市外への広域避難や自宅避難など、身の安全を確保できる場所への避難を推奨しています。

救援物資等については、避難生活の場となる市指定避難所において備蓄されていることから、原則避難所が配布場所となりますので、避難所以外への避難者についても、配布場所で受け取りは可能であると考えております。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。 【くらし防災課】

**【回答】**

避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法により、災害が発生または発生する恐れがある場合を除き、本人同意を得なければ外部提供できないものと規定されています。

当市では、避難行動要支援者個別計画書の提出の際に外部提供の同意の有無を確認しております。それに基づいて名簿を作成し、要望がある自主防災組織に提供しております。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【くらし防災課】

**【回答】**

自然災害等の対策の為にくらし防災課を設置しております。

**7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

【社会福祉課(障がい福祉)】

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

**【回答】**

アルコール消毒、マスクなどの衛生用品について、現在は安定的に供給されていると認識しております。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。【社会福祉課（障がい福祉）】

【回答】

事業所において感染者が発生した場合には、必要に応じて情報を収集するなど、事業所と連携した対応を図っております。また、各事業所においては、必要な治療や入院について嘱託医や主治医、医療機関が連携し、対応が図られているものと認識しています。

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。【社会福祉課（障がい福祉）】

【回答】

当市では、国が示す方針に沿って対応しており、接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨の規定はないことから、任意接種として取り扱っています。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。【社会福祉課（障がい福祉）】

【回答】

現時点において実施の予定はありません。

8. 難病患者の就労を進めてください。【社会福祉課（障がい福祉）】

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

難病患者の方の職業の安定については、障がい者と同様に支援が必要であると認識していますが、疾病ごとにその症状や発生する機能の障害は様々で、就業可能となる勤務形態や職務の内容についてそれぞれ異なるものと考えられます。

これらの状況を踏まえ、当市においても国や埼玉県の取り組みを参考にするなど、推進に努めてまいります。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

##### 【保 育】

##### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。【こども支援課】

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。【こども支援課】

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

##### 【回答】

令和6年4月1日時点の待機児童数は0名です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

##### 【回答】

現在、公立保育所3ヶ所、私立保育所3ヶ所、小規模保育事業所1ヶ所を開設しています。年齢別の弾力化を行った場合の受け入れ総数は0歳児68名、1歳児84名、2歳児125名、3歳児126名、4歳児130名、5歳児150名となっています。

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください【こども支援課】。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

##### 【回答】

現在、待機児童はいませんが、今後の動向を注視し、有効な対策を実施していきたいと考えています。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

##### 【回答】

育成支援児童については、可能な限り受け入れていきたいと考えています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

##### 【回答】

現在、認可外保育施設から認可保育所への移行希望は出ていませんが、希望があった際には国の整備事業等を活用していきたいと考えています。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。【こども支援課】

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

**【回答】**

5類に移行後も、密になることがないように保育に工夫を凝らしながら取り組んでおります。保育士の確保については厳しい状況ですが、一人ひとりの気持ちに寄り添い、きめ細やかな保育を提供することを心がけた保育を実施しております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。【こども支援課】

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

**【回答】**

保育士確保や離職防止のため、今後も勤務実績に応じた昇給を行っていく予定です。また、保育士の配置基準の変更や、国の施策に対応できるよう積極的に保育士確保を進めてまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。【こども支援課】

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

- (1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。【こども支援課】

**【回答】**

0歳児～2歳児の保育料は2人以上のきょうだいが同時に保育所等を利用している場合の2番目の子どもであれば半額となりますが、当市ではさらに、第3子以降の子どもであれば全額無料とする多子世帯保育料軽減事業を実施しております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。【こども支援課】

【回答】

幼児教育・保育無償化が開始してから3歳児～5歳児の保育料負担がなくなりましたが、食費と副食費は実費負担をしていただいております。しかしながら、低所得者や多子世帯の副食費については、徴収を免除または補助金を交付しており、今後も国の基準に従って対応していきたいと考えております。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

【こども支援課】

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】

さまざまな家庭環境の変化がある中で、就労に関係なく0歳児～2歳児が保育利用できることは保護者支援に繋がると思います。しかし、短時間とはいえ、慣れない環境や人の中に入ることを考えると子どもの負担は大きく、施設側としても心配や不安が多々あります。始めるにあたり、十分な受け入れ体制を整え、慎重に始めていかなければならない事業であると考えております。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【こども支援課】

【回答】

令和8年度から導入できるよう情報収集をしながら制度設計を行い、必要な保育士数や環境整備について考えてまいります。

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。【こども支援課】

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。【こども支援課】

【回答】

当市では認可外保育施設に対する指導監査を年1回実施しております。保育士や栄養士が専門的な角度から調査を行い、安心安全な保育が実施されるよう指導をしております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。【こども支援課】

【回答】

すべての子どもに対し適切な保育の提供ができるよう保育や保育士の質の向上を目指すとともに、関係機関と連携を図りながら必要な支援や提供体制を整えてまいります。

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【こども支援課】

【回答】

いつでも定員までの受け入れ人数を可能とするための保育士確保は必要だと思っております。現時点で大きく定員割れをしている施設はありませんが、今後の児童数の推移を踏まえながら考えてまいります。

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。【こども支援課】

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

当市では、全ての小学校に学童保育を設置しております。令和5年度は、人数の多い2ヶ所において面積の拡張と適正規模への分割を実施し、保育環境の改善を図りました。今後、利用希望者の増加により適正規模を確保できていない学童に対し、児童数の推移を見ながら対応を検討していきたいと考えております。

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。【こども支援課】

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で46市町(63市町村中73.0%)、「キャリアアップ事業」で36市町(同57.1%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和6年度の国の新規「常勤支援員2名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】

当市では、国や県の補助金を活用して「放課後児童支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施しており、今後も引き続き支援員の処遇改善を図って参りたいと考えております。

また、常勤支援員の複数配置については、現在深刻な人手不足により常勤支援員を1名も配置できていない学童があることから、まずは全ての学童に常勤指導員を確保することを最優先に

取り組んでまいりたいと考えております。

**9. 県単独事業について【こども支援課】**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

当市は、公設民営により運営を行っているため、県単独事業の対象となっております。

**【子ども・子育て支援について】**

**10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。【こども支援課】**

(1) 埼玉県は通院については小学校3年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、昨年(2024年)4月から実施されました。現物給付の対象年齢を18歳までに拡充してください。

**【回答】**

2024年10月から、現物給付の対象年齢を入院・通院ともに18歳年度末までに拡充する予定です。

(2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

**【こども支援課】**

**【回答】**

国に対して、財政支援と全国同一の助成制度を要請しているところです。

(3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

**【こども支援課】**

**【回答】**

県に対して、18歳年度末までに拡充するよう要望しております。

**11. 子育て支援を拡大してください。**

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

**【保険年金課】**

**【回答】**

子どもの均等割負担については、令和4年度から未就学児の均等割国保料(税)を5割軽減とする措置が実施され、当該軽減相当額が公費で支援されます。

国から未就学児の国民健康保険税均等割額の軽減措置に係る考え方が示されており、「広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行う」「未就学児における医療費の自己負担割合が2割とされている」「国と地方で必要となる財源規模」等を考慮して未就学児までとしてい



ることから当市はその考え方を基に未就学児までを対象とした均等割額の軽減措置としています。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。【教育総務課】

【回答】

学校給食につきましては、小・中学校全校において、年間を通じて幸手産米を100%使用しております。また、その他の食材につきましても、4校が地元の小規模農家グループから野菜の調達を契約しております。

次に、学校給食費につきましては、幸手市では平成25年度から保護者の経済的負担の軽減を目的とし、第2子・第3子を対象とした補助事業を実施し、令和4年度からは食材等の物価高騰による給食費値上げ分の補助事業も併せて実施しております。

なお、給食費の無償化につきましては、市長公約に掲げておりますことから、早期実現を目指して慎重に検討してまいります。

(3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。【学校教育課】

【回答】

基準額の上昇につきましては、近隣自治体の状況等を勘案しながら、検討してまいります。

制度の概要につきましては、市のホームページおよび広報紙へ掲載するとともに、小中学校の児童生徒がいらっしゃるご家庭には、毎年度の進級時に学校をとおして書類の配布をすることにより、制度の周知を行っております。

また、就学前児童につきましては、市のホームページおよび広報紙への掲載に加え、就学時健康診断の際に書類を配布し周知を図っております。

今後も、様々な機会をとらえ制度の周知に努めてまいります。

社会福祉課（保護）

## 5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

【社会福祉課（保護）】

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】

当市のホームページ及び生活保護のしおりにおきましても、厚生労働省と同様に「生活保護の申請は国民の権利です」と明記しております。

また、市民等がいつでも制度を知りえるよう、市ホームページに生活保護制度について掲

載しており、相談案内や担当課の周知をしております。

さらに、相談に来られた人に対しては、生活保護のしおりに沿って、制度や手続きの説明を丁寧に行っております。

引き続き申請者の目線で事務を行ってまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

【社会福祉課（保護）】

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県のお知らせ（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護法第4条第2項では、民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先することとされております。同法第28条第2項の規定に基づき、生活保護申請の際には扶養義務者に対して扶養の可能性を調査しておりますが、申請者からの申告により扶養の可能性が期待できない場合などは、除外するなど対応をしております。

なお、埼玉県福祉部社会福祉課からの通知に基づき、令和5年6月に当市の生活保護のしおりを改訂しております。

3. 保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。【社会福祉課（保護）】

【回答】

生活保護法第24条第3項に基づき、保護の申請があった日から2週間以内に保護の要否等を決定し、申請者に対し通知するよう徹底しております。引き続き、申請者の目線で事務を行ってまいります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

【社会福祉課（保護）】

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

当市において発行している保護決定（変更）通知書は、その月ごとの支給額を記したものになっており、加算や収入は記載されておられません。

現行の保護決定（変更）通知書の様式を変えるためには、システム改修が必要で、費用もか

かることから、変更することは現状難しいです。

その月によって支給額が異なる要因は、受給者からの申告に基づくものであるため、申告書を受理した際には、受給者に対して、変更後の見込みを丁寧に説明し、その内容について理解していただけるよう努めております。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください【社会福祉課（保護）】

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

困窮する人に適切な助言等ができるよう、国の基準どおりケースワーカーが配置され、適正な組織体制が確立できるよう人事担当課に要望し、担当職員を確保しております。

令和6年4月時点の生活保護現業員の標準数は5人に対し、配置人数は5人であることから標準数は満たしている状況です。

また、担当職員の研修については、担当内研修の実施や国、県等が主催する各種研修会に積極的に参加させるとともに、担当職員が社会福祉主事資格を取得するなど、専門職としての資質向上を徹底し、相談者に寄り添い、親切・丁寧な対応となるよう、引き続き取り組んでまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください【社会福祉課（保護）】

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

生活保護の申請の際に居宅が決まっていない人に対しては、無料低額宿泊所の紹介をすることはありますが、すべて本人の意思に基づいて事務を行っておりますので、無料低額宿泊所への入居を強制することはありません。

また、入所者が転出を希望する場合には、その状況を把握するとともに、適切な事務を行うよう努めております。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。【社会福祉課（保護）】

【回答】

被保護者に対する生活保護費の支給に関しては、生活保護法及び関係法令に基づいて行っています。

現時点において、国に対する夏季加算の要望や電気代補助の実施は検討しておりませんが、国及び県の動向を注視し、生活保護費の支給に関して適切な対応に努めてまいります。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【社会福祉課（保護）】

【回答】

地域における生活困窮者の状況把握については、行政の各部署のみならず、社会福祉協議会、保健所、児童相談所、警察、病院等の関係機関のほか、地域の民生委員、自治会長、区長、各種見守りネットワーク等と連携し、早期の支援に繋がられるよう、支援を必要とする人の把握に努めています。

過去の事例においても、地域から情報提供をいただいたことで必要かつ適切な支援や、生活保護の開始に繋がったケースもありましたので、引き続き関係機関との連携を密にし、生活保護の捕捉率向上に努めてまいります。

- 9、医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【社会福祉課（保護）】

【回答】

被保護者の病状等の確認をはじめ、医療に係る必要な移送費については事前申請をすることで、医療扶助にて支給されることを教示し、適切な医療を受けられるよう事務をおこなってまいります。

以上

ご協力ありがとうございました。